

営 農 情 報

令和7年5月

新規就農ワンストップ相談窓口開設中 一関地方で農業をはじめよう！

一関地方農林業振興協議会では、一関市、平泉町で本格的に農業を始めたい意欲ある方のご相談をお待ちしています。

窓口開設日 原則毎月第2水曜日
予約制 1人1時間程度

開設日		場 所
令和7年 6月11日	11月12日	一関市役所川崎支所 2階多目的室 (一関市川崎町薄衣字諏訪前 137)
7月 9日	12月10日	
(※) 8月 6日	令和8年 1月14日	
9月10日	(※) 2月 4日	
10月 8日	3月11日	

(※) 第1水曜日

相談希望日の5日前までに、電話でご連絡ください。

リモート相談も可能です。予約時にお申し出ください。

お問い合わせ

一関市地方農林業振興協議会 事務局：一関農業改良普及センター	☎ 52-4961
一関市農林部農政推進課 および 各支所産業建設課	☎ 21-8225
一関農林振興センター	☎ 26-1413
平泉町農林振興課	☎ 46-5564
JA営農振興課	☎ 34-4001

営 農 情 報

生産資材ひろば

農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認するポイントを紹介します

◎登録のある農薬を購入しましょう

○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫（雑草）名」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認

注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物に使えません。罰則もあります。



◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 作用する作物名があるか確認
⇒作物名、適用病害虫（雑草）名

2. 使い方を確認

⇒希釈倍数、使用量、使用時期、
使用回数、使用上の注意

3. 必要な薬量を確認

⇒必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整

注意：農薬取締法の規定により、使用基準（対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数）を遵守することが義務づけられており、罰則もあります。



不明な点は、指導機関やＪＡ・販売店などに相談しましょう。